

千葉市都市モノレール施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 1 8 年 9 月 2 9 日

千葉市長 鶴 岡 啓 一

千葉市規則第 6 5 号

千葉市都市モノレール施設条例の施行期日を定める規則

千葉市都市モノレール施設条例（平成 1 8 年千葉市条例第 2 9 号）
の施行期日は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日とする。